

製造業安全対策官民協議会 サブワーキンググループ（SWG）
労働安全衛生マネジメントシステムの普及・有効活用に関する提言

平成29年8月18日

製造業安全対策官民協議会のメンバーに対し行った規模50人以上の事業場に対するアンケート調査によると、労働安全衛生マネジメントシステム（以下、「OSHMS」という。）を導入済みの事業場では、OSHMSの導入により事業場の安全衛生水準が向上した割合が多く（94%）、その効果としては安全衛生管理の責任の明確化及び組織的、継続的な実行が可能になること（89%）、安全衛生活動の活性化（79%）が挙げられている。

このような結果を踏まえ、当SWGにおいて日本におけるOSHMSの普及・有効活用に関し検討した結果、ISO規格をベースに、厚生労働省の「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」との整合性等を踏まえつつ作成する新たなJIS規格に下記の事項を反映することによって、官民が連携し、この規格をわが国で有用なツールとして、広く普及をしていくことが望まれる。

『既存の安全衛生活動の労働安全衛生マネジメントシステムでの明確化』

労働安全衛生マネジメントシステムを導入済みの事業場では、安全衛生パトロール（99%）、ヒヤリ・ハット報告活動（93%）、危険予知活動（90%）、4S活動（81%）といった日常的な安全衛生活動をPDCAサイクルの中で取り入れている割合が高い。また、これらの活動の効果を聞いたところ、効果を感じている事業場の割合は、安全衛生パトロールが90%、ヒヤリ・ハット報告活動92%、危険予知活動95%、4S活動93%など高くなっている。

これらの活動は、長年にわたり現場の自主的な取組を積み重ねて定着してきたものである。

このようなことから、労働安全衛生マネジメントシステムの普及に当たっては、これら国内各現場で広く定着している日常的な安全衛生活動が実施事項として含まれることが明確な規格にしていくことが望ましい。

『日本社会として取り組むべき健康面の課題への対応』

ISO規格は、労働環境や労働事情の異なる様々な国でも使える共通の仕様となっている。一方、わが国においては、長時間労働などを背景としたメンタルヘルス、高年齢労働者の増加などを背景とした健康管理や健康保持増進など、わが国特有の労働事情と労働衛生の課題への取り組みが求められている。

このような中で、健康づくりに関する活動（60%）、長時間労働の抑制に関する取組みや（58%）、休暇の取得促進に関する取組み（35%）を労働安全衛生マネジメントシステムの中で取り入れている事業場も一定程度認められているが、安全に関する活動と比べ

るとまだ少ない。

このようなことから、労働衛生の課題に対し効率的・効果的に管理する観点から労働安全衛生マネジメントシステムの中でこれら健康管理や健康づくり等に係る実施事項が含まれることを明確にすることにより、健康面の課題について、より積極的な取組みを促進していくことが望ましい。